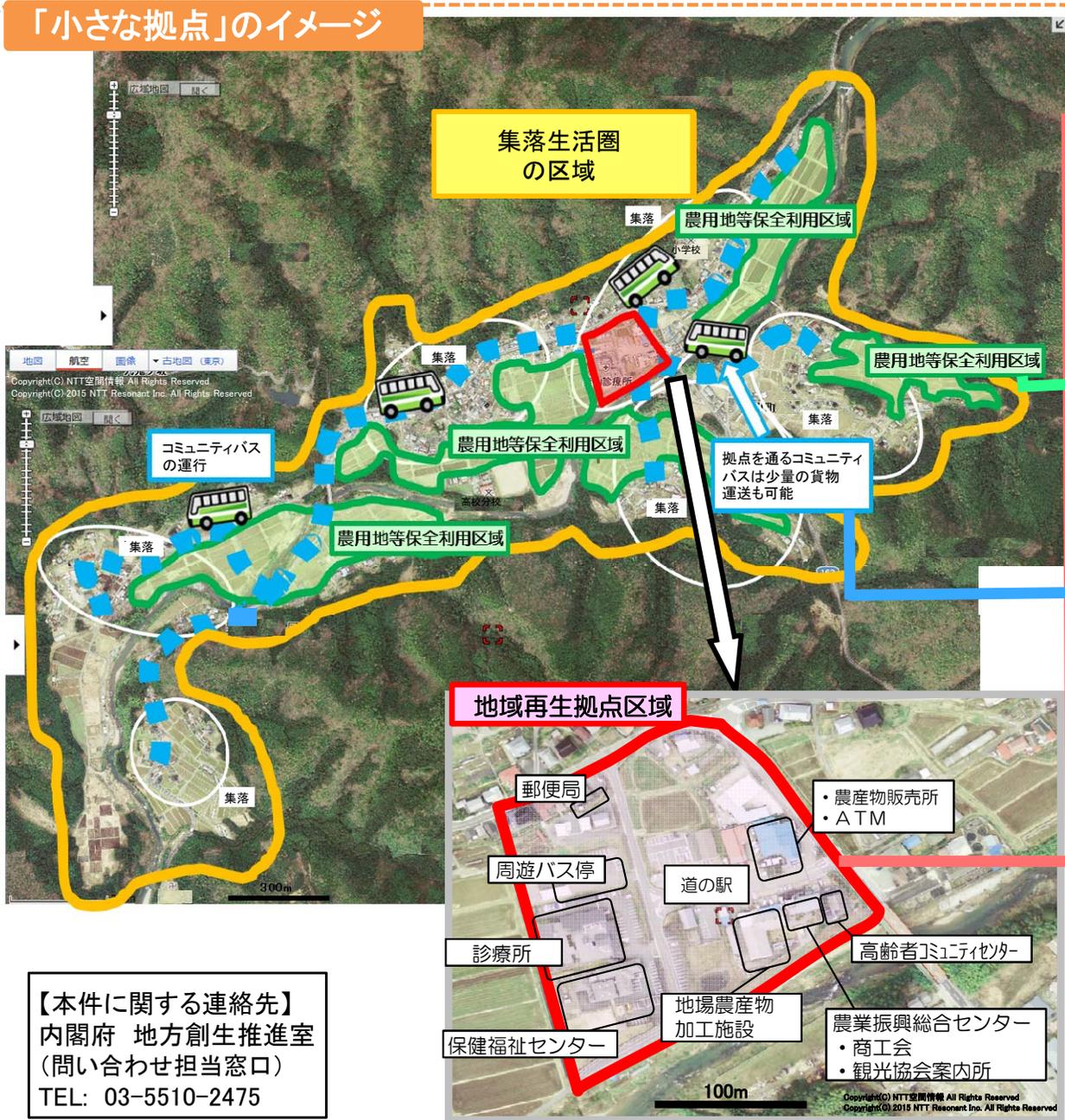


まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
- ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



【本件に関する連絡先】
 内閣府 地方創生推進室
 (問い合わせ担当窓口)
 TEL: 03-5510-2475

地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 法律

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定【第17条の7】
 - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・報告・あっせんにより、施設の立地誘導【第17条の8】
- ➡ 農地転用許可・開発許可の特例【第17条の10、第17条の12】

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 法律

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】
- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には報告【第17条の9】

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 法律

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け【第5条第4項第6号】
- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に 【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) 【第17条の7】

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 法律

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に 【第19条】
- ➡ 地域再生戦略交付金の直接の支援対象に

小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援
 - ➡ 地方版総合戦略に関する施策の実施を明確な政策目標の下で支援 (地方創生先行型交付金【26年度補正予算1700億円】)
 - ➡ 既存の補助金等の支援制度の“すき間”を埋めて効果を高める財政支援 (地域再生戦略交付金【26年度補正予算50億円、27年度予算70億円】)

地域再生法の一部を改正する法律案の概要：企業の地方拠点強化の促進

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要
 - 地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置づけるとともに、本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置
 - 農村地域への農業関連産業等の導入促進

企業の地方拠点強化の促進(地方活力向上地域特定業務施設整備事業)

事業スキーム

【第5条第4項第4号】
都道府県/都道府県及び市町村
「地域再生計画」
(地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載)

【第17条の2】
事業者
「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務【第17条の3】
認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証
- 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例<オフィス減税>【第17条の4】
認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除(選択的適用)
- 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例<雇用促進税制>【第17条の5】
認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除
- 認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置【第17条の6】
特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき事業税(移転を伴う場合のみ)、不動産取得税又は固定資産税を減額した場合の減収額に対する地方交付税による補填

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。

※ 東京23区(赤)からの移転は税制措置深堀り。黄色の大都市等は対象外。

<首都圏整備法>	
赤	○東京23区
黄	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(龍ヶ崎市等)

<近畿圏整備法>	
黄	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)

<首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律>

税制特例の概要(租税特別措置法で規定)

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

オフィス減税

雇用促進税制

移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも**支援措置を深堀り**

項目	拡充型	移転型
オフィス減税	特別償却15%又は税額控除4% (※) 《新設》 ※計画承認が平成29年度の場合は2% (措置対象: 建物、建物附属設備、構築物) (取得価額要件: 大企業2,000万円、中小企業1,000万円)	特別償却25%又は税額控除7% (※) 《新設》 ※計画承認が平成29年度の場合は4% (措置対象: 建物、建物附属設備、構築物) (取得価額要件: 大企業2,000万円、中小企業1,000万円)
雇用促進税制	①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除 《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乗せ》 ②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除 《新設》	①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除 《拡充型50万円に、地方拠点分は更に30万円上乗せ》 ②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば最大3年間継続 《新設》 ③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用 《新設》

遊休工場用地を有効活用

事業スキーム

【第5条第4項第7号】
都道府県又は市町村
「地域再生計画」
(遊休工場用地(農工法に基づき整備されたものの、一定期間以上利用されていない工場用地)に導入する産業を記載)
※ 市町村が作成する場合には、都道府県知事の同意が必要

特例措置の概要

- 地域再生計画に記載された業種は、農工法の対象業種(※)以外であっても遊休工場用地に導入可能とする。遊休化していた工場用地の活用が可能に。【第17条の14】

【活用イメージ】

近隣で林業や木製品製造業等の盛んな地域の遊休工場用地に、木質バイオマス発電施設を導入

※ 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の概要

内閣府地方創生推進室
内閣官房副長官補付(地域活性化担当)

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

国家戦略特別区域法の一部改正

今国会提出法案で新たに盛り込むもの

1. iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。【第20条の3】

2. 都市公園内における保育所等設置の解禁

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。【第20条の2】

3. 臨床修練制度を活用した国際交流の推進

臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。【第24条の3】

4. 漁業生産組合の設立要件等の見直し

漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件(現行7人以上)を緩和。【第14条の3】

5. その他(地域限定保育士試験の政令市での実施など)

地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。【第12条の4に追加】
そのほか、設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加。【第27条の2~4】

臨時国会提出法案に盛り込まれていたもの

外国人を含む開業促進など

外国人の活躍環境の整備

①創業人材等の多様な外国人の受入れ促進など☆

・創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。【第16条の4】
・クールジャパンに関わる外国人の活動を促進する施策の推進、情報提供等。【第37条の2】

②外国人家事支援人材の活用☆

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。【第16条の3】

法人設立手続の簡素化・迅速化

③ワンストップセンターの設置☆

外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。【第36条の2】

④公証人の公証役場外における定款認証☆

公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。【第12条の2】

規制改革による地方創生

⑤医療法人の理事長要件の見直し

医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。【第14条の2】

⑥農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

労働力確保が課題となる地域等において、高年齢退職者が活躍できるよう、民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能化。【第24条の2】

⑦地域限定保育士の創設☆

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間はその区域内のみで保育士として通用する資格を付与。【第12条の4】

⑧NPO法人の設立手続きの迅速化

ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間(現行2か月)を大幅に短縮。【第24条の4】

⑨国有林野の民間貸付・使用の拡大

国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。【第16条の2】

民間ノウハウの活用など

⑩公立学校運営の民間開放☆

グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。【第12条の3】

⑪官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国・自治体等に勤務する者をスタートアップ企業で働きやすくする枠組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築。【第19条の2、第36条の3】

構造改革特別区域法の一部改正

(1) 公社管理有料道路運営の民間開放

地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者が料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化。【第28条の3】

(2) 外国語による観光案内人材の育成

地方公共団体が行う研修を修了した者は、地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能化。【第19条の2】

※「☆」は「改訂日本再興戦略2014」に記載の規制改革事項等

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第5次地方分権一括法案）の概要

平成27年5月
内閣府地方分権改革推進室

平成27年3月20日
閣議決定

第5次地方分権一括法案

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。
〔19法律を一括改正〕

（参考）

- ・第1次地方分権一括法（H23.4成立）— 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法（H23.8成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法（H25.6成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法（H26.5成立）— 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

主な改正内容

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等

A 国から地方公共団体

- ・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可

B 都道府県から指定都市等

- ・指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可
- ・火薬類の製造許可等

II 義務付け・枠付けの見直し等

- ・建築審査会委員の任期の条例委任
- ・農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止
- ・保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日
- ② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → 平成28年4月1日 等

改正法律一覧（19法律※）

※「麻薬及び向精神薬取締法」は、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と義務付け・枠付けの見直し等に重複

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(12法律)

A 国から地方公共団体

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

- 麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可を都道府県に移譲

〔農地法〕

〔農業振興地域の整備に関する法律〕

【3頁参照】

〔中小企業新事業活動促進法〕

- 特定新規中小企業者に投資が行われたことの確認を都道府県に移譲

〔中小企業経営承継円滑化法〕

〔租税特別措置法〕

- 事業承継の支援措置に係る認定等を都道府県に移譲

〔特定特殊自動車排出ガス規制法〕

- 使用者に対する技術基準適合命令等を都道府県に移譲

B 都道府県から指定都市等

〔学校教育法〕

- 指定都市立特別支援学校の設置等認可を指定都市に移譲

〔毒物及び劇物取締法〕

- 特定毒物研究者の許可等を指定都市に移譲

〔医薬品医療機器法〕

- 高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可を保健所設置市・特別区に移譲

〔火薬類取締法〕

- 火薬類の製造許可等を指定都市に移譲

〔高圧ガス保安法〕

- 高圧ガスの製造許可等を指定都市に移譲

II 義務付け・枠付けの見直し等(8法律)

〔精神保健福祉法〕

- 精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

- 麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長

〔認定こども園法〕

- 保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

〔特定農山村法〕

- 基盤整備計画に係る知事同意協議（一部）の協議への見直し

〔採石法〕

〔砂利採取法〕

- 事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加

〔建築基準法〕

- 市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し
- 建築審査会委員の任期の条例委任

〔都市計画法〕

- 区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し

改正内容①

農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

農地の総量確保のための仕組みの充実

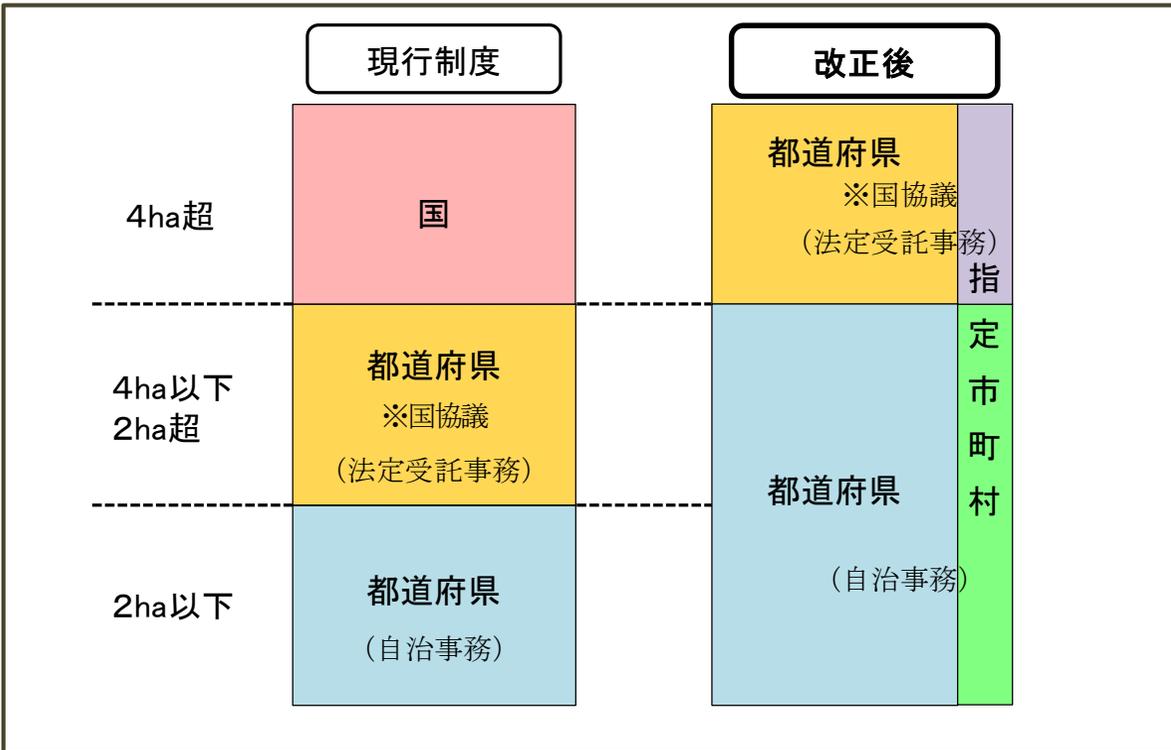
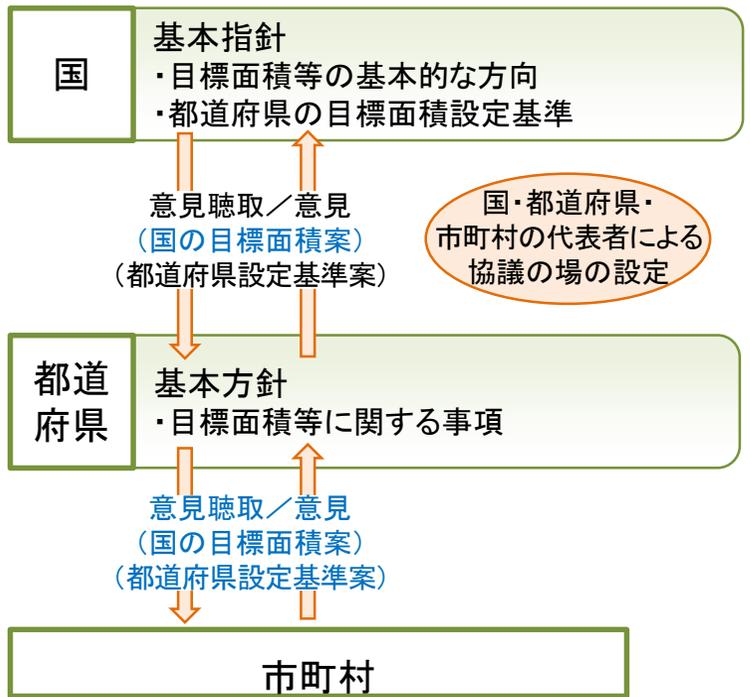
- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・地域における農地の実情を反映（市町村の参画）
→市町村の意見聴取手続きの創設 など

○上記のほか、「対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場を設定することなどを盛り込み

農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県（下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村）に移譲
 - ・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

○上記のほか、「対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み



改正内容②

I - A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等(農地転用許可に係る権限移譲等以外)

医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可(麻薬及び向精神薬取締法)

医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可を国(地方厚生局)から都道府県に移譲し、地域医療を担う都道府県において、薬局の麻薬小売業者免許と譲渡許可をワンストップで取り扱うことにより、譲渡許可の取得が促進され、医療用麻薬を活用したがん患者に対する在宅緩和ケア体制が充実する。

権限	国	都道府県
麻薬小売業者の免許		○
医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可	○ →	

エンジェル税制に関する確認(中小企業新事業活動促進法)

創業後間もないベンチャー企業に個人投資家が投資した際に適用される税制優遇制度(エンジェル税制)^{※1}について、対象企業^{※2}に投資が行われたことの確認事務を国(経済産業局)から都道府県に移譲することにより、都道府県の中小企業支援策との一体的実施が図られる。

※1 投資額を課税所得や株式譲渡益から控除できる制度

※2 中小企業者であること、新事業活動従事者・研究者・研究費用等が一定以上であること など

権限	国	都道府県
特定新規中小企業者の確認	○ →	

事業承継の支援措置に係る認定等(中小企業経営承継円滑化法及び租税特別措置法)

中小企業の後継者が事業を承継するに当たっての特例制度(事業承継税制)^{※1}について、その適用^{※2}を受けるための認定等の事務を国(経済産業局)から都道府県に移譲することにより、都道府県の中小企業支援策との一体的実施が図られる。

※1 後継者が取得した株式に係る相続税・贈与税の納税が猶予される制度

※2 中小企業者であること、上場会社に該当しないこと など

権限	国	都道府県
事業承継の支援措置に係る認定等	○ →	

改正内容③

I - A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等(農地転用許可に係る権限移譲等以外)

特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令等 (特定特殊自動車排出ガス規制法)

特定特殊自動車※の使用者に対する技術基準適合命令等について、国(地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所等)から使用現場に近い都道府県へ移譲することで、指導監督体制の充実に資する。

※ 公道を走行しない特殊な構造の自動車(油圧ショベル、ブルドーザ、フォークリフト、コンバイン等)

権限	国	都道府県
特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令等	○ →	→

I - B 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可(学校教育法)

指定都市立の特別支援学校の設置等における都道府県教育委員会の認可を廃止し、事前届出とすることで、指定都市による特別支援学校の設置手続きが迅速化される。

※ 指定都市立の高等学校等の設置等に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次地方分権一括法により廃止し、事前届出とされている

権限	都道府県	指定都市
指定都市立高等学校等の設置等認可		○
指定都市立特別支援学校の設置等認可	○ →	→

特定毒物研究者の許可等(毒物及び劇物取締法)

都道府県が行っている特定毒物研究者※の許可等について、指定都市に移譲することで、指定都市が行っている毒物又は劇物の販売業の登録、立入検査等と一体的に指導監督を行うことができるようになる。

※ 学術研究のため特定毒物(毒物のうち著しい毒性を有するもの)を製造・使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者

権限	都道府県	指定都市
毒物又は劇物の販売業の登録、立入検査等		○
特定毒物研究者の許可等	○ →	→

改正内容④

I - B 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

高度管理医療機器(ペースメーカー等)販売業等の許可については、都道府県から保健所設置市及び特別区に移譲されているが、営業所管理者が複数の営業所を兼務する場合の許可についても同様に移譲することで、事業者の負担を軽減するとともに、事業者に対する一体的な指導監督を可能とする。

権限	都道府県	保健所設置市等
販売業等の許可		○
営業所管理者の兼務許可	○ →	→

火薬類の製造許可等(火薬類取締法)

都道府県が行っている火薬類※の製造許可等について、指定都市に移譲することで、消防法に基づき指定都市が行っている危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督が行えるようになり、保安体制が充実する。

※ 火薬、爆薬、火工品(信管、導火線等)

権限	都道府県	指定都市
危険物の保安業務		○
火薬類の製造許可等	○ →	→

高压ガスの製造許可等(高压ガス保安法)

都道府県が行っている高压ガスの製造※許可等について、指定都市に移譲することで、消防法に基づき指定都市が行っている危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督が行えるようになり、保安体制が充実する。

※ ガスを圧縮しボンベに充填するなどの処理を行うこと

権限	都道府県	指定都市
危険物の保安業務		○
高压ガスの製造許可等	○ →	→

改正内容⑤

II 義務付け・枠付けの見直し等

精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に (精神保健福祉法)

精神医療審査会委員の任期を、法令上は2年とした上で、3年を上限として条例で定められるようにすることにより、委員の確保等地域の実情に応じた精神医療審査会の運営に資する。

今回の見直し

委員の任期について、精神保健福祉法で、全国一律に2年と設定



法令上は2年とした上で、**3年を上限として条例で定められる**ように。

麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長 (麻薬及び向精神薬取締法)

麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長することにより、地方公共団体の事務処理を効率化し、麻薬取扱施設への立入検査の強化につなげるなど、指導監督体制の充実・強化に資する。

今回の見直し

免許の有効期間について、
免許の日の属する年の翌年の年末まで(最長2年)



免許の日の属する年の翌々年の年末まで(最長3年)

保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止(認定こども園法)

子ども・子育て支援新制度では、将来の保育需要を見越した受け皿整備の環境が整うこと等から、保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の規定を廃止することにより、有効期間経過後の事業の見直しに対する経営主体の不安を解消し、認定こども園の活用を通じた保育体制の充実を促進する。

今回の見直し

認定の有効期間について、都道府県が5年以内で定める



当該規定を廃止

改正内容⑥

II 義務付け・枠付けの見直し等

農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止(特定農山村法)

特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備計画を作成又は変更する際、農林地所有権移転等促進事業に係る事項以外は都道府県知事の同意を要しない協議とすることにより、地域の自主性を活かした機動的な農林業の活性化に資する。

農林業等活性化基盤整備計画の内容

1 「基盤整備促進事業」の実施に関する事項

- (1) 農林業等活性化措置の促進
- (2) 農林業等活性化基盤施設整備の促進
- (3) 農林地所有権移転等促進事業
- (4) 人材の育成・確保 等

2 1に関連した農林業生産基盤の整備・開発等

今回の見直し

1について
知事の同意協議

(3)のみ同意協議
その他については
協議のみ

事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加(採石法及び砂利採取法)

現行法には暴力団排除条項がなく、登録要件を満たしていれば暴力団関係者の登録を拒否できず、登録業者が暴力団関係者であることが判明した場合にも取り消すことができないが、今回の見直しにより、暴力団の排除が可能になり、「世界一安全な日本」の創造に寄与する。

今回の見直し

登録の拒否・取消し要件に暴力団排除条項がない

採石業及び砂利採取業において、**暴力団排除が可能に**

改正内容⑦

II 義務付け・枠付けの見直し等

市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し(建築基準法)

市町村が建築主事を設置しようとする際、都道府県知事との協議のみで建築主事を設置できるようになり、市町村による自主的な建築行政への取組に資する。

今回の見直し

市町村が建築主事を設置する際、知事の同意協議が必要



同意が不要となり、協議のみで設置できるように

建築審査会委員の任期の条例委任(建築基準法)

建築審査会委員の任期を、法令の基準を参酌し、条例で定められるようにすることにより、委員の確保等地域の実情に応じた建築審査会の運営に資する。

今回の見直し

委員の任期について、建築基準法で、全国一律に2年と設定



法令の基準を参酌し、独自に条例で定められるように

区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し(都市計画法)

区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議について、協議の対象となる都市計画を農用地区域等が含まれる場合に限定することにより、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

今回の見直し

区域区分の都市計画決定は、一律に農林水産大臣協議が必要



農林水産大臣協議の対象範囲を農用地区域等が含まれる場合に限定